

2021年度 谷津南小学校いじめ防止基本方針

1 基本理念

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

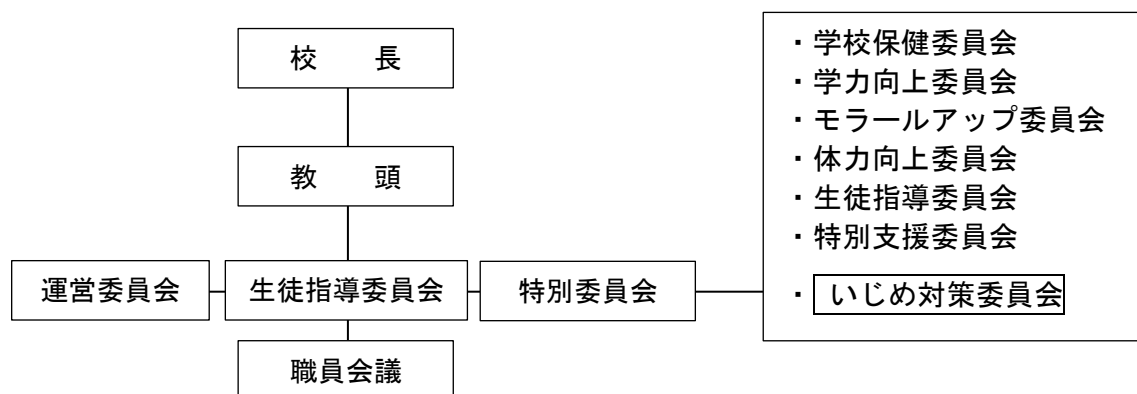
いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

学校及び学校の職員は、上記理念に則り、本校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する児童等がいじめをうけていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

2 学校いじめ対策組織



【構成メンバー】

校長 教頭 教務主任 生徒指導主任 学年主任
専科 養護教諭 教育相談担当
主任児童委員 民生委員

3 いじめの未然防止について

学校は、児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

- ・児童、保護者、地域住民へのいじめ防止やインターネットによるいじめ防止に対する積極的な啓発活動。
- ・教職員の不適切な発言（差別的発言や児童を傷つける発言）や体罰がいじめを助長することを理解し、これを排除する。
- ・学校全体で暴力や暴言を排除する。（言語環境の整備）
- ・生徒指導の機能を重視した「わかる授業」の展開（児童一人ひとりに「自己存在感」を持たせる場面や「自己決定」の場面を与えるなどの取り組み）が、自己有用感を高める。
- ・「いのちを大切に作るキャンペーン」「豊かな人間関係づくり実践プログラム」等の計画的、組織的な実践。
- ・過度の競争意識、勝利至上主義等は、児童のストレス等を高め、いじめを誘発することを理解し、これを排除する。
- ・児童の代表委員会による、定期的な「あいさつ運動」の活動。
- ・学年会での情報共有を行い、必要に応じて生徒指導委員会で報告し、学校全体で認知できるようにする。

4 いじめの早期発見について

学校は、いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

- ・いじめはどの学校でも、どの子にも起こり得るとの認識の下、いじめの状況把握のため、定期的なアンケート調査を学期に1回以上実施する。
- ・いじめアンケート実施後、全児童に対してヒアリングを行い、いじめの状況および実態の把握に努める。
- ・アンケート以外のいじめを認知する取り組みとして、毎月1回「希望相談日」を設け、さらに学期1回「教育相談期間」を設ける。
- ・上記の他、いじめの早期発見のために、できるだけ児童から目を離さず、人間関係を観察する等日常的な取り組みを行う。
- ・いじめがあった場合の子どもの変化の特徴を保護者に伝え、速やかに学校に相談する等の啓発活動を行う。

5 いじめの相談・通報について

学校は、上記（４）を踏まえ、いじめの相談・通報に係る体制を定める。

- ・学校だより等を通じて保護者や地域住人に、学校におけるいじめの相談・通報窓口をはっきりと示す。
- ・学校だよりやパンフレット、ポスター等で、学校以外にいじめの相談・通報窓口を示す。
- ・いじめについて相談することや通報することは適切な行為であり、いわゆる「チクリ」は卑怯な行為ではないこと、いじめられていることを「恥ずかしい」「みじめ」であると考えないこと等を、児童に具体的に説明する。

6 いじめを認知した場合の対応について

学校の教職員や保護者は、児童からいじめに係る相談を受けた場合、いじめの事実があると思われる時は、学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

学校は上記の通報を受けたとき、児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかにいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を教育委員会に報告するものとする。

学校は、上記内容や事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童又は保護者に対する支援及びいじめを行った児童に対する指導又は保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

学校は上記の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童を、いじめを受けた児童が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

学校は、教職員が上記の支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童の保護者と、いじめを行った児童の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置を講ずるものとする。

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生ずるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めなければならない。

- ・いじめ事案が発生した場合の報告連絡体制をはっきりさせる。
- ・警察への通報など関係機関との連携を密にする。
- ・いじめ被害者の心情を理解した具体的な対応
 - * 徹底して守り抜くことを、本人、保護者に伝える。
 - * 今後の対応について説明し、不安な点を聴取し、対応策を示す。

- ・ * 細かな点に配慮した対応について具体的に示す。
- ・ いじめ加害者や周辺児童への聴き取り調査に関する具体的な方法や留意事項を示す。
 - ・ * 聴取の体制，記録の保存（手書き・PCでまとめたもの両方），聴取時間や聴取場所の環境，休憩や食事時間，暴言や威圧等の不適切な聴取方法の禁止。
- ・ いじめ加害者が被害者や通報者に圧力（物理的，精神的）をかけることを防止する対策を示す。
- ・ いじめの調査結果について被害児童，保護者へ情報を提供することや，加害児童，保護者へのいじめの事実を通知することについて示す。

7 指導について

校長及び教員は，学校に在籍する児童がいじめを行っている場合であって，教育上必要があると認めるときは，学校教育法第十一条の規定に基づき，適切に，当該児童に対して懲戒を加えるものとする。

前項を踏まえ，いじめの被害児童のケアや加害児童への指導の在り方を定める。

- ・ いじめ被害児童のケア（スクールカウンセラーの活用）や安心して学校に通学するための措置，保護者への支援を行う。
- ・ いじめ加害児童への指導事項や保護者への助言などの対応について示す。
- ・ 被害者が非常に恐れている場合を想定し，加害者への具体的な指導事項を示す。
- ・ いじめ加害者への指導の観点から，特別指導に関する内規を点検し，関係する内容を児童，保護者に周知する。
- ・ いじめの加害・被害という二者関係だけでなく，「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や，周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の指導をする。

8 重大事態への対処について

学校は，次に掲げる場合には，その事態（以下「重大事態」という。）に対処し，及び重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため，速やかに学校の下に組織を設け，質問票の使用その他の適切な方法により重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- ・ いじめにより在籍する児童等の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・ いじめにより，在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

学校は，上記の規定による調査を行ったときには，その調査に係るいじめを受けた児童とその保護者に対し，調査に係る重大事態の事実関係やその他の必要な情報を適切に提供する。

学校は，重大事態が発生した場合は，教育委員会を通じて，重大事態が発生した旨を教育委員会教育長に報告しなければならない。

- ・重大事態についての基準を全職員に周知すること。
- ・重大事態が発生した場合の対応を，法に則って全職員に周知すること。
 - * 学校内及び教育委員会への報告，連絡
 - 発見者 ⇒ 担任 ⇒ 学年主任 ⇒ 生徒指導主任 ⇒ 教務主任 ⇒ 教頭 ⇒ 校長
 - 校長 ⇒ 教育委員会指導課 ⇒ 教育長 ⇒ 教育委員会指導課
 - (451-1132)
 - ⇒ 葛南教育事務所 (047-433-6017)
 - * 必要に応じて警察等関係機関にためらわずに通報する。
 - * 学校いじめ対策組織の招集
 - * 警察への通報など関係機関との連携

9 公表，点検，評価等について

- ・ 学校いじめ基本方針を学校のホームページで公表する。
- ・ 年度毎にいじめに関する調査や分析を行い，これに基づいた対応をとること。
- ・ 年度毎にいじめ問題への取り組みを保護者，児童，所属職員等で評価し，必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。
(既に実施している学校評価に加えて実施する。)